宮内庁における太陽光発電の導入に関する整備計画

令和６年１月２２日
宮内庁
令和７年３月２１日改正
令和８年４月６日改正

政府実行計画（令和７年２月１８日閣議決定）及び「政府施設における太陽光発電の率先導入について」（令和８年３月３０日公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、宮内庁における太陽光発電の導入に関する整備計画を定める。

１．太陽光発電の導入目標

（１）設置可能な建築物、敷地（ポテンシャル）の考え方について

太陽光発電の設置可能性については、環境省がとりまとめた「地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画に関する 2022（令和４）年度実施状況調査」（以下「FU 調査」という。）において、簡易判定基準（参考）を定めている。本基準も踏まえ、「設置可能な建築物（敷地を含む。）」については、以下のとおり整理する。

建築物：建築基準法におけるすべての建築物ごとに各判定項目を確認し、簡易判定基準で A 判定（設置可能性が高い）、B 判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な建築物とする。

敷　地：建築物に付随する敷地について、簡易判定基準で A 判定（設置可能性が高い）、B 判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な敷地とする。

また、簡易判定基準で、C＋判定（その他の要因がある）、C－判定（技術的要因がある）の建築物、敷地についても、既に太陽光発電が設置されている場合や、追加で設置される場合がある（※）。こうした建築物、敷地がある場合は、設置可能な建築物、敷地に含めるものとする。

※例えば、簡易判定基準では調査時点での空きスペースで判定するため、調査時点で太陽光発電設備を導入済みで空きスペースがない場合はC－判定となる。

上記の考え方による宮内庁の設置可能な建築物、敷地の件数とその設置可能容量は下記の

とおり。

表１．宮内庁における太陽光発電を設置可能な建築物、敷地の件数と設置可能容量

判定	件数[件]			設置可能容量[kW]		
	建築物	敷地	合計	建築物	敷地	合計
A 判定	2	0	2	173	0	173
B 判定	17	0	17	989	0	989
合計	19	0	19	1,162	0	1,162

※端数処理の関係上、内訳数値の和と合計の数値が必ずしも一致しないことがある。

また、宮内庁における本庁と地方支分部局等ごとの設置可能な建築物、敷地の件数と設置可能容量は下記のとおり。

表２．宮内庁における本庁と地方支分部局等ごとの設置可能な建築物、敷地の件数と設置可能容量

	件数[件]			設置可能容量[kW]		
	A 判定	B 判定	合計	A 判定	B 判定	合計
本庁	0	2	2	0	568	568
御料牧場	0	0	0	0	0	0
京都事務所	2	15	17	173	420	593
合計	2	17	19	173	989	1,162

※端数処理の関係上、内訳数値の和と合計の数値が必ずしも一致しないことがある。

簡易判定基準で A 判定、B 判定となった場合でも、現場の状況によって太陽光発電の導入が困難であるなど、実際の設置可能性が異なる場合が考えられることから、今後、より詳細な調査を継続的に行い、設置可能な建築物、敷地は必要に応じ適切に見直すこととする。

（２）件数ベースでの目標について

政府実行計画における目標は、「2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置する」こととされている。本目標は、太陽光発電設備が設置された建築物、敷地の件数をベースとするものである。

ここでの設置可能な建築物、敷地（ポテンシャル）の件数については、（１）の考え方によるものとし、宮内庁における件数ベースの目標は、ポテンシャルの件数の約 50%以上とする。本目標は、政府実行計画で太陽光発電目標が定められた 2021 年度以前に導入された件数も含むものとする。

設置済みの件数については、以下のとおり計算するものとする。

建築物：導入時期、設備容量によらず、当該の建築物に太陽光設備が導入されていれば導入件数１件と数える。

敷　地：建築物１件ごとに対応させて敷地の件数を数えることが困難なため、基本的に同一住所で１件とする。導入時期、設備容量によらず、当該の敷地に太陽光設備が導入されていれば導入件数１件と数える。

本計算方法に基づく宮内庁の件数ベースのポテンシャルと目標は下記のとおりとなり、約 16 件以上となる。

表３．宮内庁における太陽光発電の件数ベースの導入目標

A,B 判定の件数	19 件
うち、設置済みの件数	１件
うち、未設置の件数（ア）	18 件
2021 年度までの設置件数（C+、C-判定での導入済件数）（イ）	11 件
2022 年度までの設置件数（C+、C-判定での導入済件数）（ウ）	2 件
2023 年度までの設置件数（C+、C-判定での導入済件数）（エ）	0 件
導入ポテンシャルの件数（ア＋イ＋ウ＋エ＝オ）	31 件
導入目標件数（ポテンシャルの約 50%以上）（オ×50%）	約 16 件以上

（３）kW（設備容量）ベースでの目標について

エネルギー需給見通しにおける公共部門の新規導入見込みである 6.0GW の推計は、下記のとおり行われている（※）。

① 既設を含む国・地方公共団体のポテンシャルの最大値から、設置面積が確保できない、日射時間が短い、形状が複雑な屋根である等の場合や、老朽施設の割合を差し引き、設置可能な設備容量のポテンシャルを求める。

② ①のポテンシャルの 50%に導入するものとする。

③ ②から既設置相当量を差し引き、新規に設置が可能なポテンシャルとする。

※総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第 34 回）資料４

（https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/034_04_00.pdf）

宮内庁における kW（設備容量）ベースでの目標についても同様の考え方とする。すなわち、下記のとおり計算するものとする。

① 既設を含む、（１）の設置可能な建築物、敷地（ポテンシャル）におけるポテンシャルを求める。

② ①の全体のポテンシャルの約 50%以上に導入するものとする。

③ ②から 2021 年度までの既設分の設備容量を差し引く。

本計算方法に基づく宮内庁の kW(設備容量)ベースの目標は下記のとおりとなり、約 512kW 以上となる。

表４．宮内庁における太陽光発電の kW（設備容量）ベースの導入目標

判定	建築物	敷地	合計
A 判定の合計[kW]（ア）	173	0	173
B 判定の合計[kW]（イ）	989	0	989
2021 年度までの既設の設備容量[kW]（ウ）	160	0	160
2022 年度設置[kW]（エ）	21	0	21
2023 年度設置[kW]（オ）	0	0	0
全体のポテンシャル[kW]（ア＋イ＋ウ＋エ＋オ＝カ）	1,343	0	1,343
全体のポテンシャルの 50%[kW]（カ×50%＝キ）			672
新規設置の目標（キ－ウ）			約 512kW 以上

２．太陽光発電の導入実績と目標達成に向けた今後の導入量

宮内庁の 2025 年度までの太陽光発電導入実績は下記のとおり。

・2025 年度までの件数ベースの導入実績：13 件

・2022～2025 年度に導入された設備容量：21kW

2030 年度の目標達成に向けて、2026 年度以降に導入が必要な太陽光発電の導入量は下記のとおり。

・設置件数：約 3 件（設置済みの建築物・敷地への設置は除く）

・設備容量：約 491kW

３．導入に向けた取組について

2030 年度に向けた太陽光発電の計画的な導入にあたり、導入ポテンシャルの精緻化等に関する工程表を作成するとともに、導入場所の候補となる建築物・敷地に関する詳細な調査・検討を行いつつ、その結果を踏まえて導入場所や導入時期、導入量を定めた具体的な導入計画を作成する。

（１）工程表

○ 2030 年度に向けた導入ポテンシャルの精緻化等についてのタイムラインを示した工程表は（別紙１）のとおり。

○ 暫定的に、2026 年度から 2030 年度の５年間で必要な太陽光発電を導入するとした場合、約３件（設置済みの建築物・敷地への設置は除く）、約 491kW の導入が目標となる。

（２）導入候補箇所の調査・検討

○ 導入ポテンシャルがある建築物・敷地について、設置可能容量や設置可能性を考慮し、候補の絞り込みを行う。

○ 候補の絞り込みにおける基本的な考え方は以下のとおり。

- 基本的には、A 判定の建築物・敷地を候補とする。ただし、建築物において B 判定となっている場合は、建替えや改修に合わせた太陽光発電の導入を検討する。
- 電力需要が大きい施設から優先的に検討する。
- 系統接続の行いやすさ等、各地域における特徴も踏まえて検討する。

○ 候補となる建築物・施設について、必要な情報収集や調査、検討を順次実施する。

○ 確認、検討の基本的な内容は以下のとおり。

- 候補となる建築物・施設に関する各種書類（構造計算書、年間電力需要量データ（30 分値）、単線結線図等）の保有状況を確認する（別紙２）。
- 候補となる建築物の屋根の耐荷重等を確認する。
- 設置する場所（屋根・敷地）の状態や屋根の防水工事時期を確認する。
- 経済性の評価のため、発電した電気を利用する施設における電気料金明細書等を確認する。
- 候補となる建築物・施設に関する建築規制等を確認する。

以上、確認、検討の結果は以下のとおり。

（調査対象）

2022 年度 FU 調査において、建築物の設置可能性が A もしくは B 判定の施設（全 19 件）

（調査結果）

グループ①　継続して候補箇所の調査を行い、導入計画を精緻化する建築物　　４件

グループ②　施設の事情等により、優先度が明らかに低いと考えられる建築物　３件

グループ③　建築規制等により設置が困難と判明した建築物　　12 件

（３）具体的な太陽光発電の導入計画

○ （１）（２）を踏まえた各年度の導入場所や導入時期、導入量についての計画は、（別紙３）のとおり。なお、既に太陽光発電の導入を計画している建築物・敷地については、着実に導入を進める。

○ 現時点で導入予定の設備容量の合計は 410kW。

○ 追加的に設置が可能な箇所があるか否かは、継続的に検討を行う。

（４）その他

○ ペロブスカイト太陽電池等の新技術については、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が期待される。FU 調査の機会を捉え、ペロブスカイト太陽電池の優位性が生かされる導入可能な屋根や壁面等の調査を行い、導入ポテンシャルを検討するとともに、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら、導入計画を策定し、導入を進める。

○ 導入に当たっては、リユース設備の調達及び廃棄時のリサイクル可能性を考慮する。導入した太陽光発電設備を廃棄する際には、リユースを検討した上で、リユースを行わない場合はリサイクルを行うこととし、リサイクル技術が確立していないものについては適正な処理を行う。

４．整備計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・点検は、関係部局の協力を得て、長官官房秘書課調査企画室において行う。

５．整備計画の見直しについて

○本計画の１．で示したポテンシャルや導入目標は、簡易判定基準に基づくものであり、詳細な調査や現場の状況の変化等により変わりうるものである。このため、毎年度の政府実行計画の FU 調査や、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議における進捗状況の確認、３．（２）での導入候補箇所の調査・検討の結果、４．の点検結果等を踏まえ、随時見直し、精緻化を行い、本計画に反映するものとする。

参考

〇設置可能な建築物の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該建築物の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
建築物の耐震対策	新耐震基準	A
	旧耐震基準（耐震対策実施済）	A
	旧耐震基準（耐震対策未実施）	C－
海岸からの距離	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C－
空きスペースに影響する建替え、改修、建物廃止、解体計画	建替え予定：2030 年度以前	B
	建替え予定：2030 年度より後	B
	建替え予定：時期未定	B
	空きスペースの改修予定：2030 年度以前	B
	空きスペースの改修予定：2030 年度より後	B
	空きスペースの改修予定：時期未定	B
	建物廃止予定：2030 年度以前	C－
	建物廃止予定：2030 年度より後	B
	建物廃止予定：時期未定	B
	解体予定：2030 年度以前	C－
	解体予定：2030 年度より後	B
	解体予定：時期未定	B
	計画なし	A
空きスペースの面積	20 ㎡未満	C－
	20 ㎡以上	A
屋根形状	陸屋根	A
	折板屋根	A
	傾斜屋根(瓦)	B
	傾斜屋根（金属）	A
	スレート屋根（大波スレート除く）	A
	大波スレート屋根	C－

	曲面屋根	B
	テント式屋根	C−
	その他	B
建築物における電力使用状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B
	年間通じて電気の使用量が無い、もしくはほとんど無い	C+
	不明	B
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C−
	ならない	A
太陽光発電設備を設置できない他の要因	ある	C+

〇設置可能な敷地の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該敷地の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
地盤強度・地耐力	設備設置可能と確認	A
	設備設置可能か未確認	B
	設備設置不可	C−
海岸からの距離 ※建物と同じ情報	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量 ※建物と同じ情報	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C−
廃止計画	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030 年度以前	C−
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030 年度より後	B
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：時期未定	B
	計画なし	A

敷地と付随する建築物を合わせた電力使用状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B
	年間通じて電気の使用量が無い、もしくはほとんど無い	C+
	不明	B
空きスペースの面積	20 ㎡未満	C－
	20 ㎡以上で柵塀等の設置の必要はない	A
	20 ㎡以上で柵塀等の設置面積が確保可能	A
	20 ㎡以上で柵塀等の設置面積が確保不可	C－
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C－
	ならない	A
ソーラーカーポート等で建築物の場合、建築基準法の建ぺい率・容積率が足りるか	敷地に導入する太陽光発電は建築物でない	―
	建ぺい率・容積率いずれも足りている	A
	建ぺい率・容積率いずれかが不足する	C－
	建ぺい率・容積率について未確認	B
PV 設置できない他の要因	ある	C＋

別紙１

工程表

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030
・ポテンシャルの精緻化	・毎年度の政府実行計画のフォローアップ調査において全建築物・敷地の調査を行い、継続して導入ポテンシャルを精緻化					
・太陽光発電の導入計画の具体化・精緻化	・候補箇所を絞り込み、詳細な調査を実施 ・調査結果を踏まえ、導入箇所・時期を検討し、導入計画を具体化	・継続して候補箇所の調査を行い、導入計画を精緻化				
・太陽光発電の導入	・既に導入を計画している箇所について、着実に導入	・具体化した太陽光発電の導入計画に基づき、導入を進める。2030 年度までに 3 件、491kW 程度を目標とする。				
・ペロブスカイト太陽電池等新技術への対応	・新たに設置が可能となる屋根や壁面の面積等のポテンシャルの調査	・導入ポテンシャルを検討するとともに、社会実装（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら導入計画を策定し、導入を進める。				

別紙２

太陽光発電の設置検討に必要となる各種書類の保有状況調査

（調査対象）
2022年度 FU 調査において建築物の設置可能性が A 又は B 判定の施設（全１９件）

（調査結果）

グループ①	構造計算書、電力需要量データ（30分値）、単線結線図※1を全て保有※2している建築物	５件
グループ②	構造計算書は保有しているが、電力需要量データ（30分値）、単線結線図のいずれか又は両方を保有していない建築物	０件
グループ③	構造計算書を施設で保有していない建築物	２件
グループ④	施設の事情等により、引き続き調査を継続する建築物	１２件
合計		１９件

※1　構造計算書、年間電力需要量データ（30分値）、単線結線図は、太陽光発電導入検討・施工時に必要と考えられる書類。
※2　書類が施設管理者等により保有されている状態。施設管理者が保有していない場合、設計事業者等が保有している場合もあることに留意が必要。なお、電力需要量データ（30分値）及び単線結線図については、現時点では保有していない場合であっても、手続等を実施することで入手可能。

別紙３

太陽光発電の導入計画

番号	本庁・地方支分部局等名	場所	所在地	調査期間	調査結果	導入時期	設備容量[kW]	備考
1	本庁	大手休憩所（仮称）	東京都千代田区	2022年9月～2024年3月	設置可能	令和8年度（予定）	400kw（予定）	
2	京都事務所	京都事務所車庫	京都府京都市	2026年3月まで	（調査終了後に記載）	令和9年度以降	10kw（予定）	
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								